

5. 戦時期のスポーツとジェンダー

—文部省の「重点主義」政策の検討を中心に—

鈴木 楓太（社会学研究科 博士後期課程）

はじめに

戦時期の体育・スポーツに関する近年の研究では、この時代が単に上からのスポーツ弾圧と戦技や教練の奨励に塗りつぶされていたわけではないことが明らかにされている。そこでは、スポーツ界の能動的な契機や、一般国民を対象とした厚生省の政策の実態等が明らかにされており、戦時期の体育・スポーツの全貌を解明する上で重要な知見をもたらしている¹⁾。ただし、女性を直接の対象とした研究や、政策の対象に女性が含まれていたことに留意した研究は依然としてほとんどない²⁾。戦時期の体育・スポーツ政策が、国民を国家が期待した役割に応じて動員する総力戦体制を基盤として展開されていたことを考えれば、人口の半数を占める女性の状況が抜け落ちたままでは、この時代の体育・スポーツ理解は一面的なものにならざるを得ない。筆者の問題意識は、こうした女性の状況を明らかにし、さらに男性とあわせてジェンダーの視点から捉えなおすことで、スポーツとジェンダーの関係史における戦時期の意味を考えることである。

このうち本稿では、文部省が主導した「重点主義」政策に焦点をあてる。太平洋戦争期、学生・生徒（以下、学徒）を対象とした文部省の体育・スポーツ政策では、「戦力増強」を至上命題として基礎体力の錬成や戦技訓練を優先的に実施する、「重点主義」と呼ばれる方針がとられた。この「重点主義」は、それまでスポーツの中心的な担い手であった学徒を対象とした政策であったため、戦時期の体育・スポーツを論じた研究の多くで言及されている³⁾。これらの先行研究では、この政策をどの程度国家による直接的なスポーツ弾圧と見なすかについては幾分か幅があるものの、戦技訓

練や武道がスポーツ種目よりも大きく優先されたことと、それが国家の強力な統制による体育・スポーツの戦時編成として行なわれたという点では概ね一致している。一方で、「重点主義」によって奨励／冷遇された運動種目とその理由に関する具体的な分析は、意外にもあまりされてこなかった⁴⁾。その一因は、文部省の体育・スポーツ政策の対象者に女子学徒が含まれていたという事実が等閑視されてきたことに求められるであろう。そのため、男子学徒に関する上記のような重点種目の傾向が、くり返し記述されるにとどまっている。

結論を一部先取りして述べるならば、「重点主義」における奨励種目は男女で大きく異なっており、これは特に球技に関して顕著であった。本稿はこの点に着目して、文部省の「重点主義」政策における対象者と重点種目を、ジェンダーの視点から検討するものである。これによって、体育・スポーツの戦時編成がどのようなものであったのかについての理解を深めることができよう。なお本稿では、1941年12月の学徒体育振興会（以下、学体振）の設立をもって「重点主義」の本格的な開始とみなすこととする。

1. 「重点主義」以前の校友会運動部設置状況

ここでは、「重点主義」以前の、男女中等学校の運動部の活動状況を把握しておく。これは、「重点主義」が、従来の実施種目にどの程度変容を迫ったのかを、男女の比較を含めて検討するための前提をなすものである。

表1は、1924年、1932年、1941年における男女中等学校の校友会運動部の設置数及び設置率をまとめたものである⁵⁾。一見して明らかのように、1924年時点の運動部設置率は男女で大きく差が

表 1: 男女中等学校校友会運動部設置数及び設置率(%)の推移

	女子						男子					
	1924 年		1932 年		1941 年		1924 年		1932 年		1941 年	
	730 校	設置率	949 校	設置	823 校	設置率	523	設置率	594 校	設置率	577 校	設置率
庭球	269	36.8	600	63.2	643	78.1	379	72.5	546	91.9	433	75.0
徒歩	154	21.1	—	—	—	—	102	19.5	—	—	—	—
陸上競技	133	18.3	517	54.5	568	69.0	271	51.8	550	92.6	513	88.9
卓球	122	16.7	424	44.7	680	82.6	5	1.0	47	7.9	103	17.9
水泳	97	13.3	199	21.0	263	32.0	188	35.9	377	63.5	327	56.7
排球	76	10.4	563	59.3	761	92.5	0	0	175	29.5	287	49.7
登山	74	10.1	—	—	189	23.0	40	7.6	—	—	180	31.2
籠球	67	9.2	451	47.5	632	76.8	2	0.4	213	35.9	414	71.6
弓道	56	7.7	132	13.9	449	54.6	74	14.1	199	33.5	260	45.1
蹴球	26	3.6	—	—	1	0.1	140	26.8	210	35.4	221	38.3
ラグビー	—	—	0	0	0	0	—	—	24	4.0	46	7.8
野球	25	3.4	2	0.2	1	0.1	310	59.3	450	75.6	331	57.4
体操	25	3.4	—	—	89	10.8	4	0.8	—	—	295	51.1
スキー	22	3.0	56	5.9	173	21.0	39	7.5	72	12.1	117	20.3
薙刀	17	2.3	—	—	59	7.2	0	0	—	—	0	0
スケート	13	1.8	8	0.8	49	6.0	5	1.0	10	1.7	49	8.5
柔術	2	0.3	0	0	2	0.2	267	51.1	476	80.1	488	84.6
剣道	1	0.1	1	0.1	8	1.0	383	73.2	569	95.8	532	92.2
相撲	0	0	0	0	0	0	137	26.2	155	26.1	269	46.6
端艇	0	0	3	0.3	2	0.2	73	14.0	73	12.3	50	8.7
射撃	0	0	—	—	9	1.0	2	0.4	—	—	291	50.4
グライダー	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	143	24.8

(注) 文部大臣官房衛生課「運動団体に関する調査」『文部時報』第 208 号、1926 年 5 月、文部大臣官房体育課『中等学校に於ける校友会運動部に関する調査』1933 年、「全国男女中等学校体育調べ④」『朝日新聞』1941 年 2 月 13 日、より作成。男子については中学校及び師範学校、女子については高等女学校、実科高等女学校及び女子師範学校のデータを表示している。実業学校に関しては、男女が特定できないため割愛した。尚、表中の 0 は設置件数 0、— は調査項目が無かったこと表している。

あり、1932 年、1941 年と進むに従って全体的にはその差が縮まる傾向にあった。この傾向は庭球、陸上競技、弓道で顕著に見られ、1941 年の調査では、庭球と弓道の設置率で男女が逆転するに至った。一方で、籠球は当初男性では殆ど行われていなかったものの、その後は同じような伸びを示し、排球と卓球では一貫して女子が圧倒的に高い設置率を示している。

しかし、男女の運動部設置率における最大の相違は、女子のみが 1%以下に止まる競技種目が多かったことである。野球、蹴球、柔道、剣道、相撲、漕艇等であり、中でも野球と蹴球は 1924 年時点では 20 校以上で実施されていたが、その後ほぼ完全に姿を消した⁶⁾。一方で、男子のみが極

端な低率に留まった唯一の競技種目は、女子用武道として奨励された薙刀であった。これは、男性には適するが女性には適しないとされたスポーツが多数存在した一方で、女性には適するが男性には適しないとされたスポーツが基本的には存在しなかったことを物語っている。このように、「重点主義」以前の学生スポーツでは、程度の差こそあれ男子では薙刀を除く全ての種目が普及しており、女子では実施されている種目数が男子より少ない一方で、排球や卓球等いくつかの種目では男子を上回る高い設置率を示していた。

2. 「重点主義」の方針と対象者

1938 年 1 月に設立された厚生省が学校以外の

体育・スポーツを所管するようになると、文部省の体育・スポーツ政策の範囲は、同省の管轄下にある各種の学校を対象とするものに限定された。これ以降、広く一般の国民を対象とした厚生省の政策に対して、文部省の政策は、対象者が学徒に限定されるという特徴を持つこととなった⁷⁾。

戦時期の学徒スポーツに対する文部省の統制は、主に競技大会の開催の制限と、校友会運動部組織の改変を通じて行われた。まず 1941 年 8 月には学校報国団の体制確立を指示した文部省訓令が出され、従来の校友会運動部は各学校の報国団組織の鍛錬部として改組された。続いて 12 月には文部大臣を会長とする大日本学徒体育振興会が文部省外郭団体として設立された。文部省と学体振は、それまで種目毎に開催されていた全国大会を、年 1 回の総合体育大会として一括する方針をとり、1942 年夏から男女別に中等学校や高等学校などの総合体育大会を開催した⁸⁾。後で確認するように、これらの大会で実施された競技種目は「重点主義」に基づいて整理されていた。

そして、愈々戦局が切迫してきた翌 1943 年 3 月になると、文部省は「学徒の体育訓練の目標を戦力増強といふ一点に向ける」といふことを明確に示し、「この目標に向って最も適切有効な実施方法を講じ」⁹⁾るため「戦時学徒体育訓練実施要綱」(以下、実施要綱)を通達し、「重点主義」はさらに強化された。学体振の『年鑑』に収録された文部省体育局長北澤清による「実施要綱」の解説では、学徒体育の指導目標が男女別に次のように示されていた。

男子学徒の体育訓練は第一に、甲種合格の壮丁をつくることに主眼をおき、第二には学校教練と体育訓練とを分離して考へてゐた思想を是正し学校教練と体育とを不離一体の関係におく心持ちで取扱い、第三には、学問をすることに耐え得る心身と将来あらゆる職域において活動することに耐え得る心身を育みあげることに目標を明瞭にすることが先決課題である。また女子学徒の体育訓練に対する

目標は、第一に出生率を高めるために強健な母体を育成することに主眼を置き、第二には体育訓練と防空訓練との関係を恰も男子に於て体育訓練と軍事教練との関係を密接化するごとく強化し、第三には、これまた家庭において、職場において、勤労に従事しうる強健なる女性を育むといふことに目標を樹立することが、同じく先決課題である。¹⁰⁾

北澤自身の言葉を借りれば、「要するに『強兵健母』といふことが学徒体育の指導目標」であった。ただし、これに続く各運動種目の意義と上記の指導目標との関連については、総てが「国防の第一線に立つ」男子学徒を想定して論じられており、女子学徒には言及されていなかった。なかでも、行軍、戦場運動、銃剣道、射撃を最も優先すべき運動種目として取上げ、「いかに水泳が速く泳げても、どんなにラグビーの名選手であっても、行軍力が不足であつてはお役に立たない。従つてこれらの戦技訓練は重要種目中の重点種目である」¹¹⁾として、闘球等「実施要綱」中に示された他の重点種目より優先すべきとの見解を示した。このように、男子学徒については錬成目標が兵士に必要な資質の鍛錬育成であることが明示され、戦技訓練や武道の重視という形で運動種目と結び付けられたのである。

その一方で、女子学徒も男子学徒同様に行軍や武道による基礎体力の向上が重視されたものの、「健母」育成の目標と「実施要綱」中の重点種目とが具体的にどのような対応関係にあるかは、ここでは明確に示されていない。これは、「重点主義」の中心的な対象が男子学徒であり、女子学徒に関しては明確な方針が定められていなかったことを示唆している。

この点は、中等学校と大学の関係者が文部当局に「実施要綱」について質問する形式で開催された座談会においてもよく表れていた。この座談会には、文部省側から北澤の他、高田通と岩野次郎の二人の体育官が出席し、他方学校関係者は大学教授や中学校校長等 6 名、加えて神奈川と愛知の

地方事務官がテーブルを囲んだ。このなかで、高等女学校校長としての意見を求められた東京府立櫻町高女の有原末吉は、「私は『実施要綱』を拝見しました感じを率直に申し上げますと、大変結構ではありますが、女子体育の方はちょっとつきたりのやうなことになってゐないかといふ感じをもった」¹²⁾と述べ、さらに「一般目標については通牒に明らかに示されておりますが、女子体育の目標としては多少違った方面があると思ふ」として、「女子体育の三大目標」を提起している。それは、第一に空襲を想定した防火訓練や物資の運搬という意味での「戦闘力の増強」、第二に「出産力の増強」、第三に男子の補充としての「生産力の増強」であった。この目標自体は、北澤による「実施要綱」の解説で示されたものや、1943年から実施された女子体力章検定で掲げられた女性の体力の目標ともほぼ一致していた。それらは、母性動員、労働力動員、銃後の地域活動という、総力戦下の女性動員に対応した女子体育の目的として広く受け入れられていたが、ここでは「実施要綱」が女子体育をつけたし程度にしか扱っていないことに対して教育現場が戸惑いを見せていたことを指摘しておきたい。

3. 奨励種目

このように、「重点主義」は単に運動種目間の優劣を示すだけでなく、男女学徒間の優先度をも示すものであった。とはいえ、北澤の解説にあるように「実施要綱」の対象には女子学徒も含まれており、奨励する運動種目も例示されていた。

「実施要綱」における課外体育の奨励種目をまとめたのが表2である¹³⁾。ここから明らかなように、女子学徒の実施種目は、男子学徒の実施種目のうちの「基礎訓練」に分類されたものとかかなり類似していた。これは、兵士としての運動能力に関係する「戦技訓練」と「特殊訓練」が女子学徒には必要とされなかったからであろう。これら2項目が従来の課外体育の実施種目に加えられた大きな改変だったことから、少なくとも「要綱」の

上では女子学徒は男子学徒に比べて実施種目の極端な変更を強いられていないようにみえる。このことが直ちに女子学徒に対するスポーツ奨励を意味するわけではないが、「重点主義」が限られた時間と物資の制約のなかで実施種目の優先度を明確にするものであったことを考えれば、この差が持つ意味は小さくない。これは、1943年の秋以降に編纂された、男女の幹部学徒練成会資料¹⁴⁾からもある程度裏付けられる。この史料は、全国各地で実施された幹部学徒練成会の教科参考書として編纂されたもので、「実施要綱」やその解説に加えていくつかの運動種目の規定や解説が収録されている。具体的には、男子では剣道、柔道、総合戦技、銃剣道、射撃、相撲の試合規定や実施要領が全16項目収められていたのに対して、女子では体操、陸上運動、送球、及び救護訓練の4項目となっており、戦技と武道がない一方で球技である送球が含まれていた。また、そもそも練成会の名称自体が男子は「戦技訓練」、女子は「体育訓練」と異なっていた。

「重点主義」における戦技や武道重視は、「外来の運動競技であるからといふ理由」でスポーツ種目を排除するものでは決してない、というのが文部当局の表向きの見解であった¹⁵⁾。この点に関しては、「重点主義」がイデオロギー的な性格の強いものというよりは、スポーツ用具等の物資が不足する一方で体位の向上や兵士としての資質を養成するために体育を振興する必要が高まったことに対する現実的な対応であったことが、先行研究によって指摘されている¹⁶⁾。ただし、「重点主義」によって多数のスポーツ種目の優先順位が下げられたことは確かであり、これは野球批判に代表されるような、スポーツに批判的な言説に勢いを与える一因となった。

上述の「実施要綱」に関する座談会でも、学校関係者の中心的な関心は、スポーツ種目がどの程度許容されるのか、という点について文部当局の言質をとりたい、という点にあったようだ。そこでは「実施要綱」の趣旨や各府県の対応、野球や

表 2:「戦時学徒体育訓練実施要綱」における課外体育の「訓練種目」一覧

男子			女子
戦技訓練	基礎訓練	特種訓練	
行軍〔武装〕 戦場運動 銃剣道 射撃	体操 陸上運動 剣道 柔道 相撲 水泳 雪滑 球技〈闘球其他適切なるもの〉	海洋訓練〈撓櫓漕等を含む〉 航空訓練 機甲訓練 馬事訓練	体操 陸上運動 行軍〔武装せず〕 武道〈薙刀、弓道其の他適切なるもの〉 水泳 雪滑 球技〈女子に適切なるもの〉 海洋訓練

(注)「戦時学徒体育訓練実施要綱」大日本学徒体育振興会『昭和十八年度学徒体育年鑑』大日本学徒体育振興会、1943年、pp.178-181 から作成。尚、〈 〉内の語句は要綱に記載されていたもの、〔 〕内は筆者による補足である。

対抗試合の是非に関して意見が交わされたのち、球技の選択が話題に上った。これは、東京帝国大学学生主事の竹腰重丸の言うように、「実施要綱」で球技に関して示された「闘球その他適切なるもの」が結局のところ「よく分からん」からであった。これに対する北澤の回答は、球技の中の重点種目を明示しなかったのは、選ばれなかった種目の関係者が「非常な不満」を抱き、こうした不満を助長する事は総力戦下においては極めて拙い施策となるからである、というものであった。ただし、「けれどもその際どういふものが適切であるかといふことを文部当局にお尋ねになるならば、私はそれに対して明瞭に申し上げます。即ち既に示してある闘球、それと全く同様な効果を持つものとして蹴球それに送球、籠球といふことを申し上げます」として、重点種目を明確にした。闘球の意義については文部省体育局長の小笠原道生が、団体訓練、判断力、機敏果敢な行動等を挙げている¹⁷⁾。これらの要素は実際の戦闘を念頭に置いたものであると考えられる。男子学徒における球技の重点種目はこうした観点から選定されたのである。

つづいて、高等女学校長の有原が、女子学徒の重点種目に関する核心に触れる次のような質疑を行なっている。「男子の方の球技は第一線から第二

線、第三線に退いたといふ¹⁸⁾な気持があるやうですけれども、女子の方としてはこの要項¹⁹⁾によってそれほど制限されていないやうな気持を持ってをるのですが、さういふ風に存じて宜し²⁰⁾ふございますか」。これに対して北澤は、まず女子に適当な球技として第一に送球を挙げ、さらに、籠球、排球、軟式庭球を列挙した上で、最終的には「女子には寧ろ球技を全面的に取上げてやっていいと思ひます」として、男子とは逆に女子体育では球技を全面的に奨励する考えを表明したのである。さらに、北澤は、戦局の変化に応じて球技の重点種目をより一層限定するという方針についても、「女子学徒については又別に考へを加へなければなりません」として、ここでも女子の球技はあまり制約を受けないとの見解を示した。

このように、一部の球技が女子体育の手段として文部当局から優遇されていたことは、1938年8月2日の文部省通牒「体育運動実施に関する件」にも既に表れていた。そこでは、「供給量僅少なる種類の運動用具に関しては学校団体等の性質を考慮し特に之を必要とする者をして優先的にその供給を受けしむること（例へば特に女子に適したる球技用具の如きは努めて男子の使用を避け女子をして多くその供給を受けしむる等）」¹⁸⁾として、総

力戦下の物資の不足に対応して「女子に適した」種目を男子では制限する方針を打ち出している。これが示唆するのは、男子学徒における球技の優先順位を低めることと、女子学徒に球技を奨励する事とは、少ない用具を有効活用する「重点主義」において表裏一体の関係にあったということである。

なお、座談会で北澤が示した女子学徒に適当な球技は、女子学徒のみに例示された排球および軟式庭球と、男子にも例示された送球と籠球に分類できる。このうち排球について北澤は、男子でも「相当強健ならざる学生生徒」には適切であるとした上で、「ただその場合排球の関係者に、強健ならざるものが排球をやるのだといふ風に文部省が考えへてをると考へられると又非常に誤解と不満を生じるでせうから、これを一つの比喩として申したことにします」と、体協出身者らしく関係者への配慮を示した¹⁹⁾。排球は、まさに「女子」が「強健ならざるもの」であるために奨励されたといえよう。

一方で、校友会運動部ではほとんど実施されていなかった送球を女子に奨励する理由は、「送球のごとく大きく運動場を馳駆する運動が今まで女子には欠けてゐた」からであり、その点において蹴球との類似性にも言及がなされた。さらに「送球訓練要綱」では、その意義が「従来の錬成種目中不足し勝走力投力が中心であり、又広い場所での団体的共同作戦に依る判断力を養ひ、現下日本女性としての生産、防空活動基本総合訓練として、送球はその価値大なるものと認めらるるに到った」²⁰⁾と記されていた。送球は、総力戦下で従来よりも高い体力や運動能力が求められるようになった女性に適当な球技として、新たに奨励されたといえよう。このように、女子学徒に対する球技の奨励は、男性に比して弱い身体を持ち主であるという女性観を再生産する一方で、より活動的なスポーツによって高い運動能力の獲得を求めるといふ、両義的な性格を持っていたと考えられる。

表 3: 男女中等学校の総合体育大会における実施競技一覧

実施競技	女子		男子	
	1942年	1943年	1942年	1943年
陸上	○	○	○	○
水上	○	○	○	○
籠球	○	○	○	○
排球	○	○		
軟庭	○	○		
蹴球			○	○
送球		○		○
闘球				○
野球			○	
弓道	○	○		
剣道			○	○
柔道			○	○
射撃			○	○
銃剣道				○
戦場運動			○	○
相撲			○	○

(注)「大日本学徒体育振興会昭和十六、十七年度事業概要」、「大日本学徒体育振興会昭和十八年度事業計画」(これも大日本学徒体育振興会編『学徒体育年鑑 昭和十七—十八年度』、1943年収録)、「夏の学徒体育大会要綱決る」『朝日新聞』1943年7月8日、より作成。実施(予定)種目を○で示した。

次に、こうした方針が実際の競技大会における実施種目にも反映されていたことを確認しておこう。表 3 で示したのは、1942年から文部省と学体振が開催した中等学校の総合体育大会²¹⁾における実施種目である(43年は実施予定種目)²²⁾。男女ともにスポーツ種目の比重が大きいのは、従来の各種競技大会を統合整理したという大会の性格によるものであろう。このうち、男子の球技では42年に蹴球と籠球、43年からは送球と闘球が実施される一方で野球が廃止されている。他方、女子では42年に籠球、排球、軟式庭球が、さらに43年には送球が加えられており、これらは座談会において北澤が示した文部省の方針と完全に一致している。また、男子では43年から銃剣道が加えられて戦技が拡充された一方で、弓道は女子のみで実施された。排球や軟式庭球と合わせて、

3つの種目が女子のみで実施されたことは、「重点主義」が生んだ新しい状況である。明治神宮中央大会をはじめとする従来の総合体育大会では、基本的に男性は全競技に参加し、そのうちいくつかの競技に女性が参加していたが、「重点主義」によってこうした状況に変化がもたらされたのである。

なお、これらの実施種目と、「重点主義」以前の校友会運動部設置状況とを比較すると、女子の排球、籠球、軟式庭球と男子の籠球が元々校友会運動部の設置率で比較的高水準にあったのに対して、女子の送球、及び男子の闘球、蹴球、送球は他種目と比較して寧ろ低水準にあった（表1）。全体として、女子では従来から広く普及していた種目が引き続き奨励され、男子では普及度が低くても「重点主義」の観点に沿う種目が奨励されたのである。

おわりに

以上の考察によって明らかになったように、戦時期に推進された文部省の「重点主義」は、戦技訓練の重視とスポーツ種目の冷遇という図式で一概に説明できるものではなかった。

第一に、「重点主義」政策は男子学徒に「重点」を置いた政策であり、女子学徒の体育運動については方針上明確さを欠く傾向が強かった。国家による女子体育に対する認識と方策の乏しさは、同時代の女子体育関係者によって度々糾弾されていたが、男子学徒に兵士としての運動能力を獲得させることを第一の目標とした「重点主義」において、男子に比べて相対的に女子体育が等閑視される傾向が強まったと考えられる。少なくとも「実施要綱」策定の段階では、女子学徒の体育の方向性が具体的に議論された形跡は確認できない²³⁾。

「重点主義」では、兵力動員の対象となるか否かによって、男子学徒の体育を女子学徒の体育よりも重視したのである。

第二に、「重点主義」政策は、男子学徒と違って女子学徒には球技を全面的に奨励するというものであった。これは、兵力動員に呼応した戦技訓練の対象ではないために、女子では従来から普及し

ていた球技を冷遇する合理的理由がなかったことと、僅少な運動用具を効率的に活用するために男子では後回しにされた球技が優先的に女子に割り当てられたことによって説明できる。女子学徒の球技は、「重点主義」の影響を受けなかったのではなく、まさに「重点主義」によって奨励されたのである。ただし、第一の点と関連して、男子学徒に戦技訓練を課したのと同様の切迫感をもって女子学徒に球技を奨励したわけではないことには留意が必要である。

第三に、女子体育の意義としては、出産、男子の代替労働、銃後の生活遂行の3つを兼ね備えた「健母」の育成が掲げられていた。政策の対象としては男子学徒を優先したとはいえ、何らかの形で女子体育の方針を示す必要があったと考えられるが、ここで示された「健母」の育成は、女子体育における、いわば自明の大義名分であった。男子では「強兵」という明確な目標に沿って重点種目が選定されたのに対して、女子では球技を含む重点種目を正当化するものとして「健母」という自明の目標が冠されていたと考えられる。

「重点主義」では兵力動員の対象となるか否かで男女の体育の優先度に差がつけられ、結果として以前よりも差が広がった男女の運動種目は、「強兵」と「健母」というジェンダー別に編成された国民動員の論理と結び付けて説明された。戦時期の文部省の「重点主義」は、その「重点」が男子学徒にあったことも含めて、総力戦体制における国民動員に対応して、ジェンダー別に編成された体育・スポーツ政策としての性格を強く有していたものとして理解すべきであろう。

今回明らかにした文部省の「重点主義」政策の実効性については、正課体育、勤労働員、銃後生活の遂行、資源の不足等、対象となる学徒をとりまく諸状況に規定されていたと考えられ、今後検討を加える必要がある。

【注】

1)例えば、坂上康博・高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代』青弓社、2009年。

2)行政学の視点から女子体力章検定を扱った中村祐司の研究がある（中村「戦時下の女子体力章検定」『女性スポーツ研究』第6号、1994年）。

3)竹之下休蔵『体育五十年』時事通信社、1950年、木下秀明『スポーツの近代日本史』杏林書院、1970年、加賀秀雄「ミリタリズムとスポーツ（戦前の問題）」影山健他編『スポーツナショナリズム』大修館書店、1978年、中村哲也「戦時体制化における体育・スポーツ政策の展開と学生野球『弾圧』」『スポーツ史研究』第21号、2008年、など。ただし、必ずしも「重点主義」という呼称が用いられているわけではない。

4)代表的な非重点種目である野球については、中村哲也・功刀俊雄「学生野球の国家統制と自治——戦時下の飛田穂洲」前掲『幻の東京オリンピックとその時代』などがある。

5)朝日新聞の調査については、調査結果が紙面に掲載されたのは1941年2月であるが、調査期間については明示されていないため特定できない。

6)女子野球は県学務課の中止命令（和歌山県）や県知事の禁止通達（福岡県）などによって衰退した（竹内通夫「わが国野球史の一側面——明治・大正期の女子野球について——」篠田弘監修『歴史のなかの教師・子ども』福村出版、2000年）。

7)坂上康博「太平洋戦争下のスポーツ奨励——1943年の厚生省の政策方針、運動用具および競技大会の統制——」『一橋大学スポーツ研究』一橋大学スポーツ科学研究室、2010年。

8)「学徒体育大会を統合 文部省と体振で八月開く」『朝日新聞』1942年7月12日、『昭和18年度大日本学徒体育振興会年鑑』、大日本学徒体育振興会、1943年。

9)小笠原道生「戦時学徒体育訓練の目標」『昭和十八年度大学高等専門学校幹部学徒戦技訓練錬成会資料』、大日本学徒体育振興会、1943年、p.2。

10)北澤清「戦時学徒体育訓練の進路」前掲『昭和

十八年度大日本学徒体育振興会年鑑』、pp.10-11。

11)同上、pp.14-15。

12)『戦時学徒体育訓練実施要綱』を中心に文部当局に訊く（座談会）『学徒体育』第3巻第6号、1943年6月、出版社、p.26。座談会に関する以下の引用も全て同資料による。

13)なお、正課体育に関しては、「正課の体育訓練に関しては体錬科教授要目（又は要項）並に修錬指導要項に準拠し益々其の充実徹底に力むること」とのみ記されている。

14)『昭和十八年度大学高等専門学校幹部学徒戦技訓練錬成会資料』と『昭和十八年度女子専門学校師範学校（女子本科）幹部学徒体育訓練錬成会資料』。何れも大日本学徒体育会編。

15)文部省「戦時学徒体育訓練の強化」『週報』第343号、1943年5月、p.19。

16)中村哲也『学生野球憲章とはなにか——自治から見る日本野球史——』青弓社、2010年、pp.94-95。

17)「学徒体育決戦型へ大転換」『朝日新聞』1943年3月30日。

18)「体育運動実施に関する件」濱田義明『学校体育運動に関する法令並に通牒』目黒書店、1939年、pp.279-280。

19)前掲『戦時学徒体育訓練実施要綱』を中心に文部当局に訊く（座談会）p.33。

20)「送球訓練要綱」『昭和十八年度女子専門学校師範学校（女子本科）幹部学徒体育訓練錬成会資料』、大日本学徒体育振興会、1943年、p.64。

21)1942年は男女別で開催。43年は、大会要綱によれば同じ会場での同時開催であった。

22)1943年度の各種大会は交通機関の利用を制限するために、関東や九州等地方事に実施する方針であったが、学徒勤労働員の強化に呼応して1943年7月21日に大会の無期延期が発表され、さらに9月24日には中止が決定された。

23)「実施要綱」から約1ヶ月後の4月下旬に、学体新は「女子学徒の体育訓練に関する専門的事務を把握する」女子部を設けた（前掲『昭和十八年度大日本学徒体育振興会年鑑』）。